

## 角盤町エリア復活プロジェクト 新規出店チャレンジャー募集要項

### 1 目的

本市の中心市街地には、大型商業施設を商業核とする米子駅周辺エリアと角盤町周辺エリアと、その間に位置する商店街により、2核1モールが形成されています。

その核の一つである角盤町周辺エリアは、平成28年のやよいデパートの閉店以降、来街者の減少が顕著になり、にぎわいが低下しました。その後、米子高島屋東館の民間事業者への譲渡や、やよいデパート跡地へのひまわり駐車場のオープン、その他各種イベントの開催等、周辺エリア活性化につながる動きがあり、これを加速させるためにも、さらなる取組が求められています。

本募集は、空店舗を活用し、にぎわい創出の核となる店舗を誘致することで、角盤町周辺エリア全体のにぎわいの創出や活性化を期待するものです。

また、事業者の募集から開店の様子まで、一連の流れをテレビ放送することによって、にぎわい創出、まちの活性化の機運のさらなる盛り上げを図ります。

### 2 募集内容

米子市角盤町周辺エリアの空店舗を活用し、地域のにぎわい創出の核となる店舗を展開する事業プラン及びそれを自ら実施する事業者を募集します。にぎわいの創出に資するものであれば、業種及び事業分野は問いません。

### 3 応募資格・条件

次に掲げる条件を全て満たす個人、法人又はグループとします。

- (1) 米子市角盤町周辺エリアの空店舗を活用した事業を行うこと。

角盤町周辺エリアとは、主催者が別添地図内で指定する範囲とする。

- (2) 応募者の住所は市内外を問いません。
- (3) 応募申請者の米子市における公租公課に滞納がないこと。

応募申請者とは次のとおりです。

ア 個人で応募する場合：応募者本人

イ 法人で応募する場合：法人の代表者

ウ グループで応募する場合：グループを代表する個人又は法人の代表者

- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（(6)

- において「暴力団等」という。) でないこと。
- (6) 暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。
  - (8) 法令及び公序良俗に反しない事業を行うこと。
  - (9) 応募申請者が、最終審査のプレゼンテーションに出席すること。

#### 4 応募について

##### (1) 応募締切

令和元年10月8日（火） 午後5時必着

##### (2) 応募方法

市ホームページからダウンロードした所定の様式に必要事項を記入のうえ、次の提出先まで郵送又は電子メールで申し込むか、直接持参してください。

郵送又は電子メールでお申し込みいただいた場合は、電子メールにて、受領した旨の返信をいたします。締切日を過ぎても返信がない場合は、確認のご連絡をお願いいたします。

##### 【提出先】

〒683-0067

鳥取県米子市東町161番地2 米子市役所経済部商工課内

角盤町エリア復活プロジェクト実行委員会事務局

電子メールアドレス shoko@city.yonago.lg.jp

電話番号 0859-23-5219

#### 5 審査選考

##### (1) 一次審査（書類審査）

角盤町エリア復活プロジェクト実行委員会による書類選考を行います。

##### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

一般公開により、発表会形式で行います。会場にて、15分程度（予定）のプレゼンテーションを行っていただき、審査選考委員会による審査選考を行います。

ア 実施日 令和元年10月中旬頃（決定次第、米子市のホームページに掲載します。）

イ 場所 一次審査通過者に別途お知らせします。

## ウ 注意事項

(ア) プロジェクター等を使用する場合は、パソコンは提案者が持ち込むこととし、その場合は事前に連絡が必要です。

(イ) プレゼンテーションに参加しない場合は審査の対象としません。

## (3) 評価の視点

### ア 一次審査

- ① 多くの利用者が見込まれる魅力的な施設となるか。
- ② 経済的・技術的に事業の確実かつ継続的な実施が可能か。
- ③ 角盤町周辺エリアとの連携が図られ、角盤町周辺エリア全体のにぎわい創出及び活性化を期待することができるか。

### イ 二次審査

アの審査内容に加え、事業に対する熱意、プレゼンテーションの内容について評価します。

## 6 表彰及び支援内容

### (1) 表彰

審査選考委員会の審査結果に基づき、次のとおり受賞者を決定します。

大賞 1件

### (2) 支援内容

大賞受賞者に対し、次のとおり支援を行います。

ア 米子市による創業に係る支援補助金 40万円（上限額）

※令和2年3月31日までに店舗改修工事を完了しない場合は、市の補助金を受け取ることができません。

イ 山陰放送によるテレビ・ラジオ番組内での店舗紹介

ウ 山陰合同銀行、日本政策金融公庫による起業・創業相談（事業のブラッシュアップ等）

エ 山陰合同銀行、日本政策金融公庫による資金調達支援（融資、クラウドファンディング等）

オ 宅建協会による賃貸借契約に関するコンサルティング、店舗相談窓口

カ 米子高専による店舗デザイン協力

※ I J U ターン者には、移住・定住支援があります。（各種支援制度があります。お気軽にご相談ください。）

※ その他、大賞受賞者以外の応募者も、金融機関等による起業・創業、資金調達等に係る各種相談や宅建協会による空店舗情報提供等の支援

を受けることができます。

## 7 スケジュール

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| (1) プラン募集開始         | 令和元年7月1日(月)   |
| (2) プラン募集締切         | 令和元年10月8日(火)  |
| (3) 一次審査(書類審査)      | 令和元年10月15日(火) |
| (4) 一次審査結果通知        | 令和元年10月15日(火) |
| (5) 最終審査(プレゼンテーション) | 令和元年10月22日(火) |
| (6) 事業実施者決定         | 令和元年10月22日(火) |
| (7) 店舗改修工事～開店       | 令和2年3月末まで     |

※最終審査の日程については、決定次第米子市ホームページにてお知らせします。

※この間、関連する内容をテレビ放送する予定です。

## 8 留意事項

- (1) 応募に係る費用(資料作成費、交通費等)は全て応募者の負担とします。
- (2) 応募書類の返却、審査結果や受賞に至らなかった理由等に関するお問い合わせには、一切応じることはできません。
- (3) 応募資格等に対する虚偽の事実、本実施要領に対する違反、その他不正があった場合は、失格または受賞取消しとする場合があります。
- (4) 令和2年3月31日までに店舗改修工事を完了しない場合は、市の補助金を受け取ることができません。
- (5) 市の補助金を受け取るためには、市税等の納付状況確認への同意と、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的とした鳥取県米子警察署への照会への承諾が必要となります。  
※大賞受賞後、補助金の申請時に同意書・承諾書を提出していただきます。
- (6) 審査選考会や開店準備の様子等はテレビ放送しますので、撮影にご協力いただく必要があります。
- (7) 応募者名や応募プランは内容の一部をテレビ放送やホームページ等で公表する場合があります。企業秘密や特別なノウハウ等の情報の法的保護については、応募者の責任において対策を講じたうえで、一般に公表しても差し支えない内容としてください。なお、公表によって生じたトラブルについて、主催者は一切の責任を負いません。
- (8) 応募用紙に記入された個人情報は、審査選考に係る事務でのみ使用し、前

項で公表する場合を除き、第三者には提供しません。

- (9) 天災等のやむを得ない事情により、本募集を延期若しくは中止、又は審査選考により決定した事項を取り消す場合があります。この場合にあつて、応募者は、応募に要した費用を負担するものとし、主催者に対し、損害賠償を請求することはできません。

## 9 実施体制

- (1) 主催 角盤町エリア復活プロジェクト実行委員会

構成：米子市

株式会社山陰放送

株式会社山陰合同銀行

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校

角盤町商店街振興組合

- (2) 協力 株式会社日本政策金融公庫米子支店

米子商工会議所

鳥取県信用保証協会

### 1.1 問合せ先

〒683-0067

鳥取県米子市東町161番地2 米子市役所経済部商工課内

角盤町エリア復活プロジェクト実行委員会事務局

電子メールアドレス shoko@city.yonago.lg.jp

電話番号 0859-23-5219